

令和元年度 決算審査特別委員会（平成30年度決算）の記録

決算審査特別委員会

本庁審査第1班（総務部、出納局、議会事務局 企画調整部、商工労働部）



- ・知事提出議案第54号：認 定
「決算の認定について」
- ・知事提出議案第55号：認 定
「平成30年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出議案第56号：可 決
「平成30年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出議案第57号：認 定
「平成30年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出議案第58号：認 定
「平成30年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

委員長名	小桧山善継
委員会開催日	令和元年9月24日（火）～ 25日（水）
所属委員	[委員] 太田光秋 杉山純一 高野光二 矢吹貢一 三瓶正栄 橋本徹

（9月24日（火） 出納局）

橋本徹委員

予算執行説明資料430ページ、支払い未済資金繰入れによる県税の還付金との説明があったが、具体的な内容を聞く。

出納総務課長

具体的には自動車税の還付金である。自動車税は、毎年4月1日現在の納税義務者が1年分を支払っているが、年度途中で登録を抹消した場合などは、残りの額を還付金として、送金通知書を銀行窓口を持参して払い戻しを受ける。その手続を行わずに1年間経過したものについて一旦出納局で受け入れるものである。

（9月24日（火） 議会事務局）

高野光二委員

調査資料3ページ、一般会計歳出決算額調の不用額において、事務局費の職員手当等の不用額が546万円であり、職員の超過勤務手当等の減少が要因との説明であった。総務課長の説明のとおり、働き方改革としてノー残業デーやリフレッシュデーを推進した成果であれば素晴らしいことだが、大きく減額した理由を聞く。

総務課長

委員指摘のとおり、超過勤務手当が平成29年度の決算額の約1,259万円に対して、30年度は約971万円と減少している。ノー残業デーの徹底や夏の時差出勤の積極的な活用が超過勤務の削減につながったと認識している。

高野光二委員

このように数字として目に見える形で効果があらわれると大変よいと思う。ほかの職場も努力していると思うが、まずは健康でいること、職員のさまざまな状況を管理することが重要である。今後もさらに努力願う。

(9月25日(水) 企画調整部)

高野光二委員

本県でアスリートを養成するために平成30年度にかなりの予算を計上し、7,900万円を執行したが、実際に活躍した選手の人数を聞く。

スポーツ課長

本県ではVプロジェクトとして国体で活躍できる19競技団体が予算を活用しているが、国体の成績が44位であり大変苦戦している状況である。しかし、昨年度は各競技団体に国際大会等で活躍している選手が55名いた。各競技団体に強化しているが、まだ国体に結びつく成績が出ていないのが現状である。

高野光二委員

全国大会で優秀な成績をおさめるのが一つの目安である。過去には、全国で優勝するような優秀な選手を国体開催県がほかの県から招致した経過もあるが、基本的には、福島県の優秀な選手を育てて、国体でよい成績をおさめるのが原則である。

65名の選手に補助を行う中で、現場での使い方について県で細かい指導はできないが、もう少し実績が上がるような補助のあり方を考えたほうがよい。昨年より順位が上がるなどの結果に結びつく助成、育成制度が必要である。補助の反省点があれば聞く。

スポーツ課長

今年度は全国35位を目指している。大きな反省点としては、震災当時小学5～6年生だった子供たちが現在ジュニアの主力選手となり、その強化が非常に重要であるため、高校生、中学生に対する強化を厚くする等の対策を考えて、今後は選択と集中といった形で予算を有効に活用する。

高野光二委員

全国の中では補助金の不正使用があるため、使い方をチェックしながら、現場での育成に幅広く使えるような使い勝手のよい補助を行い、本事業の目的に沿う形で執行してほしい。

災害弔慰金について聞く。震災から9年目に入っているが、今なお災害弔慰金が支払われている。各市町村で認定して、申請があれば県が交付するシステムだが、弔慰金の終期をどのように考えているか。

実際の法律ではここまで長くなることを想定しておらず、新潟中越沖地震の際の3カ月が法的に正式な期間と理解しているが、交付に当たっての基本的な考え方を聞く。

生活拠点課長

弔慰金は委員指摘の流れで交付している。弔慰金の終期は特に定めていない。

関連死に対する支給について市町村での認定がなかなか難しいため、毎年担当者を集めて会議を行い、困難事例をリスト化しながら情報共有を図って円滑に支給できるように進めている。

高野光二委員

県は認定する立場ではなく、法律もないが、過去の判例や実績の中である程度判断することが慣例であると記憶している。関連死について、県として交付の終期をどのように考えているか。申請があれば全て支払う基準はあるのか。

生活拠点課長

基準はない。関連死については市町村で審査会を設けて、有識者、医師及び弁護士等により判断している。何年も前の

事例が上がってくる場合もあり、終期を定めず、市町村が認定したものについて県が交付している。

高野光二委員

余り深く議論できない部分だと思うが、予算として計上されており、市町村から申請があれば当然県は交付しなければならない。関連性があれば認定するという見方だと思うが、本来の災害弔慰金の意味合い及び目的を考え、市町村の認定実態等も調査しながら、事業の終期について国と協議して、そろそろ一つの基準や物差しをつくる時期に来ている。今回も実績としてかなりの件数が出てきており、検討の機会を設けて、しかるべき形や理由づけをする必要があると思う。よろしく願う。

太田光秋委員

平成30年度は復興・創生期間が折り返しとなり、復興・創生期間が終了することを見据えて予算をつくり、国に対して要望等を行ってきたと思う。部長から説明があったとおり、福島イノベーション・コースト構想が国家プロジェクトに位置づけられたことで、さまざまな面で国、県及び機構を通じての活動がうまく回っていると思う。

福島イノベーション・コースト構想に関して、私の地元でもロボットテストフィールドの整備が進み、だんだんと地元の理解も得られている一方、まだまだ理解を得られない分野や、農業等これから進めていかなくてはならない分野もあると感じているが、30年度の福島イノベーション・コースト構想の評価を聞く。

また、本年度はどのような予算づくりをしたのか。

福島イノベーション・コースト構想推進室長

福島イノベーション・コースト構想については、平成26年度に国の赤羽副大臣の私的研究会で報告書がまとめられて以降、構想の具体的内容の検討を進めてきたが、29年度の福島復興再生特別措置法改正において、法律の中に構想が位置づけられ、正式に国家プロジェクトとなった。これを受けて、29年7月に準備的に立ち上げていた福島イノベーション・コースト構想推進機構に30年4月から28人の専任職員を配置して、本格的に活動を開始した。

拠点整備や研究開発でつくってきた苗床をベースとして、地元企業に裨益できるよう、研究開発してきた企業に対して事業化に結びつくように伴走支援を行ったり、地域の人材を育てるために高校において独自の教育プログラムを組んだり、30年度はソフト面の事業を本格的に開始した。30年度がまさに第2のスタートと評価しており、31年度は廃炉産業への参入促進の可能性調査事業を新規で始めているほか、大学の復興知を浜通りの各市町村に持っていく復興知事業を行って復興を手助けするとともに、若者が地域に入ってくる取り組みの支援を拡充した。復興知事業の30年度予算は1億5,000万円であったが、今年度は予算額を4億円と大幅にふやし、取り組んでいる。これらの活動の中心を担っている福島イノベーション・コースト構想推進機構においても、スタート時に28名だった体制を現在は約74名まで増員し、今年度からロボットテストフィールドの指定管理も新たに受託している。福島イノベーション・コースト構想推進機構の活動をさらに充実強化するような形で、引き続き福島イノベーション・コースト構想を推進していく。

太田光秋委員

少し聞き方が悪かったかもしれないが、これからさまざまな事業を進めていくことはわかっている。我々も国に対してかなり要望してきたため、そのいきさつ等は理解しているつもりである。幅広い分野を各部署が担当して機構とともに事業を行う中で、総括的に進行管理していくのは企画調整部である。目に見えて進んでいるものもあるが、まだまだ見えてこない事業や県民の理解が得られていない事業もあり、企画調整部が主導権を握り、トップになって、進んでいない部分を進めていくことが大切である。

あと1年余りで復興・創生期間は終わる。皆がその後のことを見据えて一生懸命仕事していることはわかっている。これから国の考え方を予測するとうまくいくのか心配な部分もある。どのように進行管理して成果を伸ばし、また、課題があればどのように盛り込んでいくか、細かい事業ではなく、管理の仕方を聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進室長

月に一度、経済産業省及び復興庁の参加を得て、福島イノベーション・コースト構想推進機構と県関係課が集まって全

体会議を開催しており、事業の進捗を確認するとともに、事業が遅滞しないよう関係部署と調整等を図っている。今後とも、そのような全体調整の場で県、機構及び国で足りない部分を補えるように議論しながら進めていく。

高野光二委員

原子力損害賠償について聞く。予算執行説明資料79ページ、現年度予算の執行内訳の原子力損害賠償対策費において、東京電力に対する陳情、要望活動の予算が含まれていると思うが、昨年度の要望実績と今年度の要望数を聞く。

直接の被災地であるため、賠償においてかなりの部分を勝ち取ってきたと思っている。しかし、今なお合意に至っていない案件もあり、東京電力ではADRの拒否や打ち切りの実績がある。東京電力の対応がおととしあたりから大分変わっており、同じ向き合い方ではだめである。陳情や要望活動においては今までの状況とは違うことを示す必要があると思う。平成30年度の実績とどのように対比して取り組んできたのか聞く。

原子力損害対策課長

原子力損害対策協議会の国及び東京電力への要望活動は、平成29年度は4回、昨年度は2回行っている。要望活動の内容については、その時々々の損害賠償の課題を要望しており、昨年度は特に商工業及び農林業の営業損害、地方公共団体の財物賠償等について要望した。おとしは農林業の区域外の風評賠償について最終的な詰めを行ったため、回数が多かった。その時々で問題になっている事案を把握して、協議会の活動として国及び東京電力に対する要望活動を行っている。

高野光二委員

この件に関して県が直接決定するところはないため深い議論にはならないと思っているが、一つの目安として10年で賠償責任がなくなる状況もある。東京電力が権利を執行するかは別問題としても、重要な時期に入ってきているため国には重要な案件として捉えて対応願うが、その姿勢について県の考えを聞く。

原子力損害対策課長

委員の質問は恐らく消滅時効の関係であると思う。消滅時効については本会議でも答弁したが、東京電力に対し未請求者の一層の掘り起こしや時効を援用しない旨の具体的な表明、法制度のさらなる見直しを含めて、被害者が請求の機会を失うことがないよう、今後とも必要な対応を求めていく。

高野光二委員

調査資料75ページ、民間賃貸住宅の家賃補助について聞く。資料によると2,079件に家賃補助しており、平成29年度は2分の1で月3万円を上限として、30年度は3分の1で月2万円を上限として補助している。新聞で話題になったが、東京都の東雲において退去を求める事案があった。補助の限度額や退去に関してさまざまな事情はあると思うが、補助した2,079件の中で問題があった事例があれば聞く。

生活拠点課長

民間賃貸住宅家賃補助については、平成29年3月に応急仮設住宅の供与が終了してから2年間の経過措置として進めてきたものである。ことし3月で終了するに当たり、昨年10月ごろから毎月、補助対象者の各戸に対して終了について知らせるとともに、困り事があれば窓口で相談するように周知してきた。その中で、補助を続けてほしいという苦情や、経済的な問題や就労等に関するさまざまな相談があり、全国の駐在員、復興支援員、生活再建拠点及び我々の窓口において、60件近くを個別に対応した。東京に引っ越したいとの相談に対して、復興支援員から情報提供して移転につながったケースや、借金でカード会社から訴訟されて困っているとの相談に対して、復興支援員と一緒に法テラスに行き問題解決につながったケースなどがある。

事業完了としては家を建てるケースが一番多いが、仕事の関係で県外から来ていた方が別の県に移ることにより補助対象から外れるなどして、約2,000件のうち年度内に約360件が事業完了した。

この事業が終わっても県からの補助がなくなるだけで当然引っ越しする必要はないが、補助がなくなると家賃が高い場合もあるため、サポート事業の情報提供や住まい探しの手伝いなど、個々に対応してきた経過がある。

高野光二委員

事業の継続を希望する相談が60件あったとのことだが、非常に少ないと感じた。家賃が高くて住み続けられないため補助を継続してほしいとの苦情めいた意見を私も受けており、実際の数字はもっと多いと思っていたが、意外と少なく驚いている。

県として、この二重災害の中で移り住まなければならない状況にあった方々の最後の一人まできちんと寄り添う姿勢が絶対必要である。事業としていつまで行すべきかは議論によるものであり、打ち切りもやむを得ない措置だと思っている。しかし、事業を終了するに当たり、60人が県のさまざまなサポート事業を利用したり、移り住んで生活するところまで丁寧に見守り、サポートすることが必要である。

確認であるが、相談件数は60件で間違いはないか。

生活拠点課長

説明がよくなかったかもしれないが、この民間賃貸住宅家賃補助の終了に当たっての相談件数は全体で600件近くあった。そのうち終了に当たっての手續に関する問い合わせが230件と一番多く、今後の住まいについての相談が130件、補助の延長を希望する相談が60件、その他が160件である。このうち、実際に名前を聞いて直接対応したのが約60件で、そのうち課題が解決したのは約40件である。継続して見守っていく必要があるケースが約15件で、これについては主に首都圏に配置されている駐在員や復興支援員が引き続き窓口となって、状況を把握しながら支援につなげている。毎週行っている駐在員のミーティングにおいてそのような問題が上がってくるため、情報共有して必要な支援につなげている。特に住まいの確保については、先ほど述べたサポート事業などを使って引き続き個別に支援しており、ことしの3月に事業は終了したが、困り事があれば引き続き窓口相談するよう再度周知して、何かあれば対応している。

(9月24日(火) 商工労働部)

橋本徹委員

調査資料14ページ、商工費、職員手当等の超過勤務手当について1,294万円の不用額が出たとのことだが、理由を聞く。

商工総務課長

超過勤務手当については、当初想定した金額より超過勤務時間が1割以上減少したことによる。

橋本徹委員

これは働き方改革による意識改革が影響しているのか。

商工総務課長

そういった面もあるが、職員についても自治法派遣職員や嘱託員等をふやして業務に当たっており、それらの効果ではないかと考えている。

橋本徹委員

要望も含めてであるが、県庁は不夜城のように遅くまで電気がついているため、派遣職員や応援職員を有効に活用しながら職員の負担を減らすよう願う。

答えにくい質問かもしれないが、週末等に仕事を自宅に持ち帰っているような実態はあるか。

商工総務課長

基本的には情報管理の面からも自宅に持ち帰っての仕事はないと思う。また、土日にイベント等があつて勤務するような場合は、振りかえによって超過勤務が発生しないようにしている。

高野光二委員

説明資料240ページの能開校短期課程訓練費について、離職者や障がい者の再訓練のための予算であるが、受講者数が記載されている。県としても障がいのある人もない人もきちんと働いてもらうよう力を入れている。これは国の制度にもあるが、本県の場合、平成30年度の雇用実態が目標には達していなかった。障がいやその程度によって訓練の内容は違う

と思うが、訓練の実態はどうなっているか。本校には60名程度いるが、訓練は実際の職場の中で行うのか。それとも就職する前段としての教育なのか。

産業人材育成課長

障がい者委託訓練事業は、県で3校設置しているテクノアカデミーで実施する3、4カ月間の短期訓練である。ここで訓練しているのは、ハローワークに申し込み、ハローワークから具体的な訓練指示をもらった障がい者である。訓練内容は二通りあり、企業や事業所に委託して1人もしくは2人で訓練し、可能であればそのまま雇用してもらうものと、数名で座学を中心に行う訓練があり、介護やさまざまな委託先を開拓し行っている。いずれも県が多様な企業や機関に委託し、その人に合った訓練を実施している。

高野光二委員

障がいの程度に合った職場は実態としてはなかなか難しく、今のように必要とする現場での訓練が非常に大事だと思う。障がいを持つ人が一般の職場で訓練をするとそこになじんでくるが、障がい者だけの訓練ではそうはいかないと思う。その意味では、県内には表彰実績のある(株)クラロンなど先進事例がある。最近では農福連携といって農業に障がい者を積極的に雇い入れている農家もいるので、それらの実態も参考にしながら障がい者の働く場を確保するよう期待する。人数の面ではもう少しふやしてほしい。意見とする。

次に、265ページの浄土平レストハウスの機能強化事業について、吾妻山が噴火レベル2に上がり一時立入禁止の状況もあった。万が一のとき、観光客の安全については管理者の責任が問われるため、レストハウスの機能強化事業はどの程度のものを想定しているのか説明願う。

観光交流課長

浄土平レストハウスの機能強化事業については、まず屋根を強化し、拳大の噴石などを防ぐ仕様にするとともに、窓には強化ガラスを入れ、噴石等が飛んできてても簡単に割れないようにしている。危険時にはある程度収束するまで一時的にレストハウスにとどまってもらうことを想定し、強化事業を行っている。

高野光二委員

さまざまな事例で危険な状況や命を失うこともあるため強化するよう願う。今後、レストハウスだけでなく登山者のシェルター等も含めて検討する必要があると思うため意見とする。

教育旅行についてことしかなりの予算をつけており、これまでの議会での報告でかなり数が戻ってきたように理解していたが、実際は、予算的には目標に至ってないための予算残との説明であった。背景としては、今まで来ていたところが戻ってこない、一方で新たに来るようになった等があると思う。予算額は前年度実績と見込みの目標で設定したと思うが、目標には至らずに不用額が出たのだと思う。教育旅行の実態を聞く。

観光交流課長

教育旅行について、平成29年度実績は震災前の21年度と比較して68.8%まで回復している。今回予算残が生じたのは、教育旅行のバス助成について、遠方から来る分について多く補助する形に改正し助成してきた。その結果、全体的に前年よりも伸びている。さらに伸ばすために春休みの分まで営業をかけるなど誘致を図ったが、見込みに届かず、残念ながら多額の執行残となった。

また、大きな要因として、埼玉県内の学校について団体での交付決定を行ったが、宿泊施設で耐震等の対応ができずに中止となり、その部分を民間宿泊でフォローしようとしたものの、残念ながら中止になったことが大きく影響した。

高野光二委員

今までの実績に比べ68.8%で、予定していたものが抜けたことが不用額の最大の理由とのことだが、これまで本県に教育旅行に来ていた学校について、震災前には来ていたが震災後は来なくなったというのと、震災後の営業により来てくれるようになった比率が分かれば聞く。

観光交流局長

若干の説明不足があるため、かみ砕いて説明する。

調査資料21ページの委託料について、予算額12億235万5,000円のうち、委員指摘の不用額が3,058万2,951円となっているが、年度末にもホープツーリズムのモニターツアーや教育旅行実施を見込んで2月補正以降に残した予算が全部は執行できなかったものである。これは一年の中のその期間の問題であり、教育旅行全体で70万人泊を目指していた中48万人泊という実績だったことと直接関係しているものではないことをまず理解願う。

また、今まで来ていた学校がどのように戻ってきたか、来ていなかったところをどのように連れてきたか、この数字は持ち合わせていないが、先ほどのバス助成でも遠隔地に手厚くする仕組みを昨年度から始め、九州からのスキーを目的とした教育旅行がふえるなど新たな開拓も行っている。観光業界と一体となって全国1,000校以上の誘致キャラバンを行っており、その努力もあって平成29年度は68.8%と震災以降着実に上向いてきている。つけ加えると29年度の学校数は85.3%まで回復している。

高野光二委員

いろいろな機会を捉えて福島の現状を理解してもらい、風評払拭や交流人口の拡大に向けて努力するよう期待する。

調査資料17ページ、物産振興費の委託料で、ふくしまプライドの予算が予定額より下回ったとの説明があった。金額は2,300万円だが、内容をもう一度聞く。

県産品振興戦略課長

ふくしまプライド事業は、本県について特に日本酒等を含めて全国、世界に発信する事業で、観光庁からの東北観光復興対策交付金という補助金を財源として当初予算化していたが、その交付決定額が申請額の4割程度にとどまった。このため、ほかの事業の予算を流用して財源を確保し、事業そのものは適正に執行したが、本来であれば2月補正の際に補助金額が4割程度となった部分を減額補正すべきところ、この処理が漏れたために結果として数字だけ残ってしまったものである。

高野光二委員

わかりにくい説明である。要求したが全額はつかず、別のところから予算を流用して事業を実施したが、その予算が余った。その処理の仕方が、もう少し早く処理すべきところが残ってしまったとのことか。わかりやすく説明願う。

県産品振興戦略課長

この事業については、予算をとった後に国に申請したが、交付決定額が予算額より少ない額となった。それでも事業は実施しなければならないため、所管する他事業の中で組みかえを行い費用を捻出する形で実施した。

本来であれば国からの交付決定が来なかった部分を、次のタイミングの2月補正で減額補正すべきだったが、それがそのまま数字が残ってしまったものである。